



宮 崎 県 公 報

平成23年1月31日（月曜日）号外 第3号の5

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第68号の6

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成23年宮崎県告示第68号の5）を次のとおり変更する。

平成23年1月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - (1) 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
 - (2) 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - (3) 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第68号の5の1の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。
ア 西都市大字右松の一部（大口川及び原無田）、大字調殿の一部（篠山、松田、弥内迫及び原無田）、大字茶臼原の一部（緑ヶ丘、吉原、轟、春日及び上の原）、大字穂北の一部（堀町及び仮屋原）及び大字南方の一部（柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、一ノ迫、大塚原及び柳迫）
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
 - (1) 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
 - (2) 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - (3) 搬出を制限する区域
平成23年宮崎県告示第68号の5の2の③に掲げる区域から、1の③のアに掲げる区域を除いた区域